

住民の皆様へ

# わが家の耐震改修促進事業の ご案内(平成20年度)



兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、安全・安心なすまい・まちづくりを推進するため、民間住宅の耐震改修の計画づくりや耐震改修工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

\* 詳しくは裏面をご覧ください。

事業に関するお問い合わせ

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課

TEL 078(362)4340

# 「わが家の耐震改修促進事業」について

次の2つの補助メニューがあります。

## 1. 住宅耐震改修計画策定費補助

### (1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方(個人、法人でも可)。

### (2) 対象となる住宅

下記の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれません。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- イ 違反建築物でないもの
- ウ 耐震診断の結果、下記の条件を満たすもの

区分		耐震基準
木造住宅		総合評点 1.0 未満
非木造	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(1次診断)	構造耐震指標(Is)が 0.8 未満
	上記以外	構造耐震指標(Is)が 0.6 未満

### (3) 対象となる費用

安全性を確保するための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

### (4) 補助金額

補助対象となる費用の3分の2以内とし、戸建住宅は20万円、共同住宅は12万円/戸に戸数を乗じた額を限度とします。

## 2. 住宅耐震改修工事費補助

### (1) 対象となる方

兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円(給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円)以下の県民の方(個人のみ対象)。

### (2) 対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助の対象住宅と同様です。

### (3) 対象となる費用

安全性を確保するためのもので、次のいずれかの工事(附带工事を含む)に要する費用。

- ア 柱、はり、耐力壁及び筋かいの補強
- イ 基礎(地盤改良工事を含む)
- ウ 屋根の軽量化
- エ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強

ひょうご住宅耐震改修技術コンパにおいて補助対象と認められた工法による工事

### (4) 補助金額

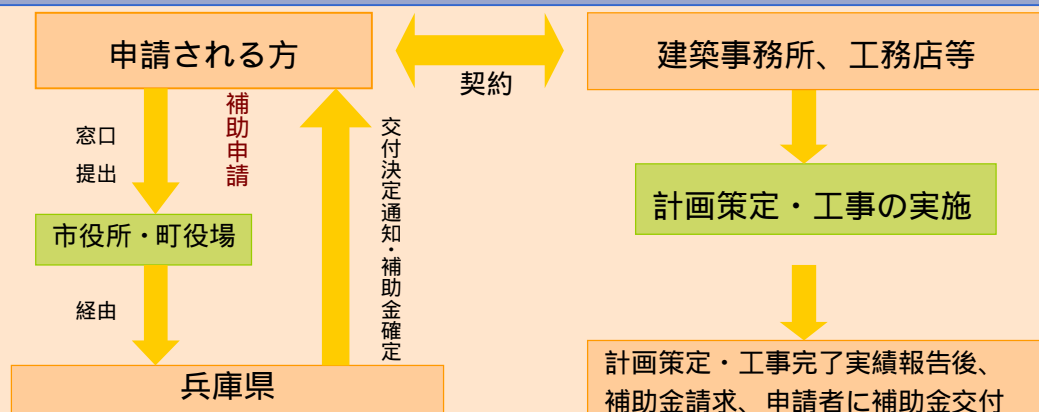
補助対象となる費用の4分の1以内とし、戸建住宅は60万円、共同住宅は20万円/戸に戸数を乗じた額を限度とします。

### (5) 耐震改修促進税制について

- ・補助事業を受けた場合は、所得税額の特別控除が受けられます。
- ・固定資産税の減額措置もあります。

兵庫県住宅再建共済制度に加入されている方または加入される方が対象となります。

## 申請手続きの流れ(契約前に補助申請を)



交付決定通知を受ける前に契約しないで下さい! 改修計画策定費・工事費とも同様です。